

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第二百二十七号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条から第二十四条まで（現行のとおり） （特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第二十五条（現行のとおり）</p> <p>一から六まで（現行のとおり）</p> <p>七 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設（<del>樹林帯を除く。</del>）、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項若しくは第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（<del>樹林を除く。</del>）、地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>八から七十三まで（現行のとおり）</p> <p>第二十六条から第六十九条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一及び別表第二（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条から第二十四条まで（略）</p> <p>特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>一から六まで（略）</p> <p>七 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項若しくは第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>八から七十三まで（略）</p> <p>第二十六条から第六十九条まで（略）</p> <p>別表第一及び別表第二（略）</p>

別表第三（第四十六条関係）

一 土地の使用料

名称	単位	使用料
東京都立大島公園	(現行のとおり)	(現行のとおり)
東京都立八丈植物公園	(現行のとおり)	三十一円
東京都立小峰公園	(現行のとおり)	八十九円
東京都立奥多摩湖畔公園	(現行のとおり)	十一円
東京都立羽伏浦公園及び東京都立多港湾公園	(現行のとおり)	(現行のとおり)

二 建物の使用料

名称	単位	使用料
東京都立大	(現行のとおり)	二万二千五百円

別表第三（第四十六条関係）

一 土地の使用料

名称	単位	使用料
東京都立大島公園	(略)	(略)
東京都立八丈植物公園	(略)	三十二円
東京都立小峰公園	(略)	九十円
東京都立奥多摩湖畔公園	(略)	十三円
東京都立羽伏浦公園及び東京都立多港湾公園	(略)	(略)

二 建物の使用料

名称	単位	使用料
東京都立大	(略)	二万二千四百円

島公園第二 号売店	り)	
東京都立八 丈植物公園 売店	(現行のとおり)	(現行のとおり)

別表第四 (第五十六条関係)

種別		単位	占用料	
			市	町村
電柱	本柱、支柱 及び支線	一本 一月	百円	(現行の とおり)
	標識	(現 行の と お り)	(現行 の と お り)	(現行 の と お り)
水道管、 下水道 管、下水 管	(現行の とおり)	(現 行の と お り)	(現行 の と お り)	(現行 の と お り)
	(現行の と お り)		(現行 の と お り)	(現行 の と お り)

島公園第二 号売店		
東京都立八 丈植物公園 売店	(略)	(略)

別表第四 (第五十六条関係)

種別		単位	占用料	
			市	町村
電柱	本柱、支 柱、支線	(略)	百円	(略)
	標識	(略)	(略)	(略)
水道 管、下 管	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)



地下の占有物件	(現行)	(現行のとおり)	九十円	(現行のとおり)	鉄塔
	(現行のとおり)				
公衆電話所		(現行のとおり)	九十円	(現行のとおり)	
郵便差出箱及び信書		(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
変圧塔及びマンホール		(現行のとおり)	九十円	(現行のとおり)	
鉄塔		(現行のとおり)	九十円	(現行のとおり)	

地下の占有物件	(略)	(略)	九十円	(略)	鉄塔
	(略)				
公衆電話所		(略)	九十円	(略)	
郵便差出箱及び信書		(略)	(略)	(略)	
変圧塔、マンホールの類		(略)	九十円	(略)	
鉄塔		(略)	九十円	(略)	



写真撮影のための臨時占有	写真撮影のための臨時占有 （現行のとおり）	写真撮影のための臨時占有 （現行のとおり）	月 台 二 機 撮 影	七百二十円
その他の占有	（現行のとおり）	（現行のとおり）	千二百二十五円	（現行のとおり）

付記（現行のとおり）

別記第一号様式から第五十二号様式まで（現行のとおり）

占有				
----	--	--	--	--

付記（略）

別記第一号様式から第五十二号様式まで（略）